

西 監 発 第 44 号
平成 19 年 8 月 28 日
(2007 年)

請求人 様

西宮市監査委員 村 西 進
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 19 年(2007 年) 7 月 5 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

1．請求の受理

本件職員措置請求は、形式的要件を充足していない部分の補正を求め、請求人がこれに応じたことにより、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 19 年 7 月 19 日これを受理しました。

2．請求の要旨

本件職員措置請求書の記述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1)平成 19 年 4 月 22 日執行の統一地方選挙「西宮市議会議員選挙」において、公職選挙法第 144 条第 5 項の違反行為を犯した候補者があった。
- (2)西宮市選挙管理委員会は、その事実を事前に知り、候補者及び西宮警察署に通告した。
- (3)西宮市選挙管理委員会は、候補者の予備審査において不備があったにもかかわらず、是正措置の確認を行なわなかった。
- (4)西宮市選挙管理委員会は、西宮市公職選挙執行規程第 19 条の 3 の規定に違反して、違法ポスターの撤去をさせず、また、自らも違法ポスターの撤去を行わなかった。
- (5)違法ポスターの代金と認識しながら、当該ポスターの作成経費として、566,834 円の公金を支出した。
- (6)市長は、違法行為に対し公費を不当に支払い、そのために市が被った損害金 566,834 円の補填をすよう求める。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として、下記の書類を提出しました。

- ・平成 19 年 6 月 27 日、西宮市議会本会議記録
- ・選挙運動、罰則について（「地方選挙早わかり」：全国市区選挙管理委員会連合会編）の抜粋
- ・平成 19 年 4 月 22 日執行の西宮市議会議員選挙における公費負担一覧表（平成 19 年 6 月 18 日、西宮市選挙管理委員会事務局作成）
- ・日本経済新聞記事（平成 19 年 6 月 21 日夕刊）の写し
- ・ポスター掲示場写真（平成 19 年 4 月 24 日撮影、一葉）

3. 請求人

A

4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

- (1)平成 19 年 4 月 22 日執行の、西宮市議会議員選挙における選挙運動用ポスター作成経費の公費負担が適正に行われたか。
- (2)選挙運動用ポスターにかかる公費を支出することにより、市に損害が生じたか。
- (3)市長に対して、不当に支出されたとする 566,834 円の補填を求める必要があるか。

5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、西宮市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、議員のうちから選任された田中正剛監査委員、野口あけみ監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により、利害関係人に該当するので除斥となっています。

6. 監査の期間

平成 19 年 7 月 6 日から同年 8 月 28 日まで。

7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、追加証拠の提出及び陳述の機会の告知を行いましたが、請求人から陳述を行わない旨の申し出がありました。

8. 関係人の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 6 日午前 10 時から、関係職員として、市選管事務局の西川茂事務局長、山田美彦選挙管理課長、中田恵三同課長補佐兼選挙係長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

9. 事実

請求書の要旨、提出された事実証明資料、関係職員等の事情聴取、及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1)予備審査とその後の経緯

関係人の事情聴取及び市選管事務局から提出された資料によると、平成 19 年 4 月 22 日執行の西宮市議会議員選挙の予備審査は 3 月 27 日、28 日の両日、西宮市役所東館 801・802 会議室において行われています。

予備審査は、立候補に際し候補者届出書などの提出書類に欠陥があれば、立候補ができなくなる事態の発生が考えられるため、告示の前までに事前に審査が行われ、立候補の手続を円滑に行おうとするものです。市選管によると、その予備審査において、公職選挙法第 144 条第 5 項で記載を要件とされている掲示責任者、印刷者の氏名等の記載のないポスターがあり、この要件を充足していないことから、当該候補者に不適切であることを伝えていきます。その後、当該候補者本人が掲示責任者の氏名

及び住所並びに印刷所の名称及び住所をゴム印で押印したポスターを持参し、他の全てのポスターにもゴム印を押すとの申し出があったことから、必ずこのことを行うようを指示しています。しかし、市選管は、その後、持参したポスター以外の全てのポスターへの押印について、指示どおりに行なわれたかの確認は行っていません。市選管は、さらに告示日である4月15日、同月17日、同月21日の三度にわたり、市民から掲示責任者の氏名等の記載がないポスターが掲示されているとの電話通報があったため、その都度、当該候補者の選挙事務所の責任者に対し電話により、補正を求めたところ、候補者側は、ゴム印を押印し補正を行うとの回答があった、としています。市選管では、投票日前日の4月21日に、市役所周辺のポスター掲示場（3か所）において、補正されていないことを確認し、同日午後には西宮警察署に通報を行っています。

(2) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

選挙における経費の増大を防ぐとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的として、公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、「西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」（平成6年9月29日、西宮市条例第12号、以下「ポスター条例」という。）が制定され、ポスター条例第2条に「西宮市議会議員及び西宮市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が（公職選挙）法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。」と規定されています。

本件措置請求に係る平成19年4月22日執行の西宮市議会議員選挙において、供託物が市に帰属する事となる法定得票数は、当日の有効投票数144,141票を定数45で除した数の十分の一とされ、320.31票となります。320.31票に満たない場合には、供託物は市に帰属することとなります。今回の選挙において、法定得票に達しなかった候補者は1名ありましたが、本件措置請求に係る当該候補者は該当していません。

また、公費の支払いについては、ポスター条例第4条において、市は、候補者が支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成業者からの請求に基づき、当該業者に支払うこと、と規定されています。

具体的な手続、諸様式については「西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程」（平成6年11月21日、西宮市選挙管理委員会告示第52号、以下「選挙公営規程」という。）に定められています。

(3) 西宮市議会議員選挙の用途別公費負担額

平成19年4月22日に執行された西宮市議会議員選挙において公費負担された、ポスター・自動車・運転手・燃料の候補者ごとの額は、市選管の資料によると、下表のとおりとなっています。

(単位：円)

	ポスター	自動車	運転手	燃料	計
1	566,834	96,075	87,500	3,792	754,201
2	437,320	35,000	87,500	13,911	573,731
3	566,834		87,500	36,493	690,827
4	566,834	107,100	87,500	25,368	786,802
5	437,320	107,100	87,500	9,740	641,660
6	566,834	107,100	87,500	50,969	812,403
7	441,525	97,300		14,121	552,946
8	566,834	107,100	87,500	15,584	777,018
9	441,525	97,300		15,330	554,155

10	177,451	86,490	87,500	21,932	373,373
11	555,060	56,700	87,500		699,260
12	566,834				566,834
13	566,834	57,750	87,500	14,532	726,616
14	441,525	70,560		17,011	529,096
15	566,834	107,100	87,500	15,498	776,932
16	566,834	107,100	87,500	14,899	776,333
17	546,650				546,650
18	566,834	87,255	87,500	15,804	757,393
19	566,834	107,000	87,500	31,609	792,943
20	566,834	87,255	87,500	51,228	792,817
21	566,834	107,100	87,500	22,243	783,677
22	566,834	107,100	87,500	10,937	772,371
23	566,834	107,100	87,500	14,183	775,617
24	566,834	96,075	87,500	31,680	782,089
25	437,320	107,100	87,500	15,264	647,184
26	563,470	105,000	87,500	20,041	776,011
27	395,270	87,255	75,000	10,422	567,947
28	252,300	86,490	87,500	9,395	435,685
29	441,525	70,560		12,596	524,681
30	437,320	49,000	87,500	7,098	580,918
31	79,474	86,625	87,500	15,260	268,859
32	461,709	107,100		13,325	582,134
33					0
34	566,834	107,100	87,500	26,901	788,335
35	445,730	107,100	87,500	26,258	666,588
36	441,525	70,560		30,926	543,011
37	566,834	107,100	87,500	20,080	781,514
38	566,834	94,185	87,500	20,897	769,416
39	566,834	107,100	87,500	29,932	791,366
40	566,834	107,100	87,500	49,595	811,029
41	96,715	107,100	87,500		291,315
42	507,964	57,750	87,500	14,053	667,267
43	566,834		87,500	51,204	705,538
44	437,320		87,500	12,202	537,022
45	566,834	451,500			1,018,334
46	441,525	70,560		14,899	526,984
47	437,320		87,500	12,558	537,378
48	566,834	87,255	87,500	14,213	755,802
49	566,834		87,500	23,090	677,424
50	566,834	107,100	87,500	19,454	780,888
51	566,834	252,000			818,834
52	563,470	451,500			1,014,970
53	441,525	70,560		15,304	527,389
54	441,525	70,560		24,864	536,949
55	566,834	107,100	87,500	22,553	783,987
56	101,550	99,750	84,000	20,370	305,670
57	111,853	102,900	87,500	20,608	322,861
計	26,886,138	5,373,670	3,659,000	1,020,226	36,939,034

(4) 選挙公営の支出事務の流れ

ポスター作成公費負担に係る申請及び支出事務の手続は、次のとおりとなっています。

候補者は、ポスター作成業者と選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結する。(ポスター条例第3条、選挙公営規程第1条)

候補者は、契約後、直ちに当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用ポスター作成契約届出書を市選管に提出する。(ポスター条例第3条、選挙公営規程第1条・様式第1号その2)

候補者は、ポスター作成について、選挙公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を市選管に提出する。(選挙公営規程第2条・様式第2号その2)

市選管は、この申請に基づき選挙公営の適用される枚数までの選挙運動用ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。(選挙公営規程第2条・様式第3号その2)

候補者は、市選管から選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにポスター作成業者に当該確認書を提出する。(選挙公営規程第3条・様式第3号その2)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成業者に選挙運動用ポスター作成証明書を提出する。(選挙公営規程第4条・様式第5号)

ポスター作成業者は、選挙の期日後、速やかに請求書に候補者から受領した選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付して、市長に提出する。

市は、これらの請求書等の書類を確認して支出する。(ポスター条例第4条、選挙公営規程第5条・様式第6号その4)

本件措置請求に係る支出事務について、上記に照らし確認すると、平成19年4月3日にポスター作成業者と候補者の間で、選挙運動用ポスター作成契約(契約金額566,834円)が締結され、同年4月15日付で市選管委員長宛に、選挙運動用ポスター作成契約届出書が提出されています。さらに、同日付で選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書が、候補者から市選管委員長宛に提出されており、市選管では、この申請に対して、同日付で選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付し、当該候補者の選挙運動用ポスターの作成枚数を、ポスター条例第4条に定める枚数の範囲内である841枚であることを確認しています。ポスター作成業者は平成19年4月26日付で、選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付した請求書により、ポスター作成金額を西宮市長に請求しています。これに対し、市長(市選管事務局)は、他の候補者のポスター作成請求金額と合算して、同年5月21日に支出負担行為を決議し、同年5月25日に業者の指定する銀行口座に振り込む方法で、当該業者に566,834円を当該負担金として支出しています。

(5) 選挙運動用ポスター作成費用の負担額の積算方法

ポスター作成費用の負担額については、ポスター条例第4条に規定されています。候補者とポスター作成業者とのポスター作成契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、26円73銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を控除した数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額を当該選挙が行われる区域のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のもの)につき、市選管が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選管が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、ポスター条例第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払うこと、とされています。

ポスター作成費用の負担額の算式については、下記のとおりです。

$\{ @26.73 \text{ 円} \times (841 - 500) + 557,115 \} \div 841 = @673.28$ (1 円未満の端数を 1 円とし、@674 とする。)

$@674 \times 841 \text{ 円} = 566,834 \text{ 円}$

10 監査委員の判断

法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

市選管がポスター作成業者に支払った負担金 566,834 円について、違法性・不当性は認められません。従って、本件請求に係る請求人の主張には根拠がないものとして棄却します。

以下、その理由を述べます。

(1) 住民監査請求においては、違法若しくは不当な財務会計行為又は怠る事実について、これを特定して認識できるように、個別的、具体的に明示することを要するとされています。

請求人は、誰が公職選挙法に違反したポスターの掲示を行ったかを明らかにしていません。また、請求人は、西宮市職員措置請求書において特定の候補者氏名を挙げていませんが、請求人が事実を証明する書面として提出された「平成 19 年 6 月 27 日、西宮市議会本会議記録」において、公費負担金額の合計額、81 万 2,403 円（内訳は、ポスター 56 万 6,834 円、自動車 10 万 7,100 円、運転手 8 万 7,500 円、燃料 5 万 969 円）と記されており、該当する候補者は 1 名のみであること、及び関係人の事情聴取における市選管事務局の説明から、本件請求に係るポスター作成の公費負担を行った候補者を特定し、当該候補者に対する選挙公営の負担に係る支出を、対象となる財務会計行為として特定しました。

(2) 本件選挙におけるポスター作成経費の公費負担については、公職選挙法第 143 条第 15 項に基づき、「ポスター条例」、及び「選挙公営規程」で定められています。

ポスター条例第 2 条では、候補者は公費負担基準の制限額の範囲内でポスター作成にかかる経費の交付を受けることができる旨が定められており、また、ポスター条例第 4 条、選挙公営規程第 5 条様式第 6 号その 4 では、ポスター作成業者から請求があったときは、市は基準限度額の範囲内の金額をポスター作成業者に支払うこと、とされています。市選管は、ポスター条例及び選挙公営規程に則り、その公費負担の費用を支出したにすぎず、それ以外の経費を支出したわけではないことから、市に財産的損害は発生しているとは認められません。

(3) 財務会計行為が適正に行われているかどうかについては、請求人が提出した事実を証する書面及び関係部局に対して提出を求めた関係書類等によって判断されます。

本件監査請求のポスター作成の公営に係る費用の負担について、当局から支出関係資料として、支出負担行為伺書、伺書に添付された請求書（選挙運動ポスターの作成）、請求内訳書、選挙運動用ポスター作成契約届出書、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書、選挙運動用ポスター作成契約書、選挙運動用ポスター作成証明書、選挙運動用ポスター作成枚数確認書のそれぞれの写しの提出を求め、監査を実施したところ、公費負担支出事務は適正に処理されており、ポスター条例及び西宮市会計規則の違反は認められませんでした。従って、本件監査請求に係るポスター公営の費用負担に関する財務会計行為は条例、規則に準拠しており、違法又は不当と判断するには至りません。

以上のとおり、本件選挙運動用ポスター作成経費の公費負担について、特段、違法または不当な点はなく、請求人の主張は理由がなく、本件請求については認められないものと判断します。

なお、今後は、公職選挙法に違反するポスターの掲示があり、その状況を把握したときには直ちに確認を行い、条例・規則・規程等の定めに従い、速やかに適切な措置を講じられることが求められます。